

# 芳賀町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金

申請期限 2022年2月28日

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した方を対象に給付金の制度ができました。下記の通りの内容に該当すれば給付金が支給される場合があります。下記の計算方法で該当されると思われる方はぜひ、ご検討して下さい。申請方法などの詳しいことはお気軽に商工会までお問い合わせください。

## 主な対象者及び注意事項

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者で、芳賀町内に主たる事業所を有する者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月から令和3年10月までのいずれか1か月（以下「対象月」という。）の収入の金額が前年又は前々年同月の収入の金額に比べて20%以上30%未満減少したことが認められる者
- (3) 国の月次支援金又は栃木県地域企業事業継続支援金、栃木県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金の支給を受けた者又は受ける見込みのある者は除きます。
- (4) 次に掲げる団体及び個人は適用になりません。① 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人。② 宗教上の組織又は団体。③ 政治団体。④ 芳賀町暴力団排除条例（平成24年芳賀町条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等に該当する者。

詳細は芳賀町のホームページをご覧ください。

## 支援金の額 申請期限

一律 100,000円  
2022年2月28日

## 支援金の回数

1事業所につき1回限りとする。

## 必要書類

- (1) 芳賀町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金給付申請書（別記様式第1号）及び同意書（芳賀町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限に関する規則）
- (2) 平成31年1月から令和元年12月まで又は令和2年1月から令和2年12月までの収入金額が確認できる確定申告書の写し
- (3) 令和3年1月から申請する月までの収入金額を示した帳簿等(毎月の売上帳等)
- (4) その他町長が必要と認める書類

芳賀町役場及び芳賀町商工会のホームページよりダウンロード下さい。

## 計算方法

前々年・前年・今年の月別売上げをそれぞれ計算して記入して下さい。

		対象月です。					
前々年	2019	7月	8月	9月	10月		
	営業	300,000	300,000	300,000	300,000	収入の減少率	20%以上30%未満
	合計	300,000	300,000	300,000	300,000		
前年	2020	7月	8月	9月	10月	芳賀町給付金	一律100,000円
	営業	250,000	300,000	300,000	300,000		
	合計	250,000	300,000	300,000	300,000		
今年	2021	7月	8月	9月	10月		
	営業	225,000	250,000	150,000	200,000		
	合計	225,000	250,000	250,000	250,000		
前々年との比較2019/2021	減少率	25.0%	16.7%	16.7%	16.7%	芳賀町商工会	
前年との比較 2020/2021	減少率	10.0%	16.7%	16.7%	16.7%	(電話028-677-0144)	